

日本MOT学会

2015年度「研究会」設置募集要項

日本 MOT 学会 企画委員長 中田 行彦

日本 MOT 学会は、技術経営に関する各種研究課題に関して、専門に研究を推進し、その研究成果を社会へ普及するため、「研究会」を設置してきました。

2016年4月1日から2年間活動される「研究会」を募集いたしますので、奮ってご応募くださいますようにご案内いたします。

申請される方は、申請書を下記の「研究会設置に関する内規」に沿って作成し、2015年12月末日までに、企画委員長中田行彦（nakata@apu.ac.jp）まで提出してください。

なお、日本 MOT 学会は研究会に対し10万円/2年間の活動費を補助することができます。

以上

【ご参考】***研究会設置に関する内規***

(総則)

1. 日本 MOT 学会の研究会設置、運営などについては、本内規の定めるところによる。

(研究会の目的)

2. 研究会は、技術経営に関する各種研究課題に関して、専門に研究を推進し、その研究成果を社会へ普及するための活動を目的とする。

(研究会の設置)

3. 研究会の設置申請は、発起人代表者（日本 MOT 学会個人会員（一般））が研究会の名称、目的、成果物のイメージ、研究計画、発起人、その他を記載した申請書を企画委員会あてに提出する。

4. 企画委員会は、申請を審議し、設置を是とするものについて理事会に上程する。

5. 理事会は審議の上、採否を決定し、申請者へ通知する。

6. 研究会設置申請時期は原則として前年度12月末とする。

(研究会会員)

7. 研究会会員は日本 MOT 学会会員から公募しなければならない。ただし、研究会会員は日本 MOT 学会会員には限らない。

(研究会の設置期間)

8. 研究会の設置期間は原則2年間とする。

(研究会の運営)

9. 研究会の年度は、日本 MOT 学会の年度にあわせ4月1日から翌年3月末日とする。

10. 研究会の活動計画、予算、運営等については当該研究会において定める。
11. 研究会はその活動成果を年次研究発表会で発表しなければならない。さらに、可能な限り論文誌へも投稿することとする。
12. 日本 MOT 学会は研究会に対し10万円/2年間の活動費を補助することができる。
(研究会の解散)
13. 研究会の解散は、予め企画委員会へ届け出て、承認を得るものとする。